

紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想(概要版)

●基本構想策定の主旨

－策定の背景・目的－

国では高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全上の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、2006年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障害者等を含むすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

和歌山市においても、紀ノ川駅周辺のバリアフリーの現状について、アンケートやまちあるき等を通じて法律に基づいた「紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想」の策定を行い、バリアフリー化を推進し、利便性を向上することを目的とします。

－計画期間－

計画期間は、2024年(令和6年)度から2028年(令和10年)度までの5年間とします。ただし、2028年(令和10年)度以降も継続的にバリアフリー化を進めていくものとします。

●バリアフリー化の基本理念

「誰もが安全に、
安心して元気に住み続けられるまちづくり」

－基本方針－

- 紀ノ川駅のバリアフリー化
現在の紀ノ川駅は、1番線と2番線を繋ぐ跨線橋への移動方法が階段だけであることや、スロープが急こう配、券売機の蹴込みがないなどの問題があり、今後、高齢者や障害者等にとってより利用しやすい駅にしていくため、紀ノ川駅のバリアフリー化を目指します。
- 公共施設等のバリアフリー化
バリアフリーに未対応の施設もあるため、公共施設等のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設を目指します。
- 安全・安心な移動経路の整備
物理的制約から歩道の設置などバリアフリー化が困難な箇所が多いため、安全な歩行者導線を検討するとともに、現在の歩行空間の維持・管理に努めます。
- 心のバリアフリーの推進
高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするために、施設整備(ハード面)だけでなく、高齢者、障害者等の特性を理解し、支え合うという「心のバリアフリー」を推進します。

●基本構想の位置づけ

根拠法令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)



紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想



和歌山県福祉のまちづくり条例

上位計画

和歌山市長期総合計画
和歌山市都市計画マスタープラン

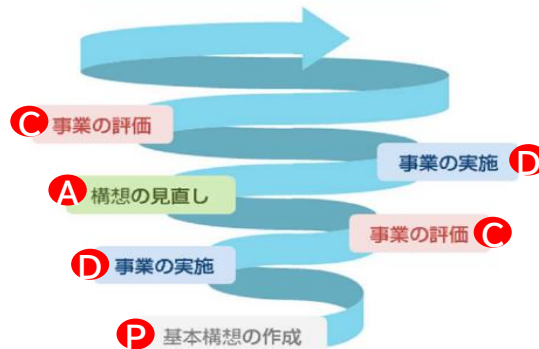
関係計画

和歌山市地域福祉計画
和歌山市障害者計画
和歌山市障害福祉計画及び障害児福祉計画
和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
和歌山市地域公共交通計画及び和歌山市都市・地域総合交通戦略

●バリアフリー化の推進

－推進体制と取組－

計画で定めた方針や目標の実現と、特定事業計画等の実施状況を確認するとともに、時代背景や利用者ニーズを考慮して適宜、計画の見直しを行うなど各事業の進行管理を行います。



PDCAサイクルにより事業スケジュールの適切な管理と、事業の質の確保と改善を図ります。

特定事業

－目標年次－

短期	2025年度(令和7年度)までに事業を実施
中期	2030年度(令和12年度)までに事業を実施
長期	2031年度(令和13年度)以降に事業を実施

【公共交通特定事業】

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
紀ノ川駅	エレベーターの設置	短期～中期	
	スロープの改良	短期～中期	勾配の緩和
	跨線橋階段へ手摺設置	短期～中期	
バス車両	券売機の蹴込み設置	短期～中期	
	ノンステップバスの導入	随時	

【道路特定事業】

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
県道150号 紀ノ川停車場平井線	道路の補修	順次	
	道路の補修	順次	
県道152号 紀ノ川停車場線	視覚障害者用誘導表示等	短期～中期	
	道路の改良	長期	
市道楠見30号線	道路の改良	長期	
市道楠見130号線	道路の改良	長期	
市道野崎40号線	道路の改良	長期	
市道野崎145号線	道路の改良	長期	

【都市公園特定事業】

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
市小路公園	既設トイレ解体工事(延床面積7.25㎡) 新築トイレ工事(浄化槽)(延床面積13.01㎡)	短期	令和5年度整備済
	グレーチングの更新	長期	
福島公園	既設トイレ解体工事(延床面積7.39㎡) 新築トイレ工事(浄化槽)(延床面積13.01㎡)	短期	
	入口の段差解消	短期	

【交通安全特定事業】

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
重点整備地区内	交通違反や違法駐車などの取り締まり強化	随時	
	違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動	随時	
県道152号紀ノ川停車場線と市道野崎145号線との丁字路	信号機の設置	長期	

【その他の事業】

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
河北コミュニティセンター	誘導チャイムの設置	短期	

●重点整備地区の設定

バリアフリー法第2条第24項において定める要件に該当する地区をいいます。

考え方

- 1 紀ノ川駅を中心に、徒歩で移動可能な範囲とします。
- 2 高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用すると思われる施設が徒歩圏内に3か所以上立地している範囲とします。
- 3 現状の課題に対して、バリアフリー化の必要性が高い施設又は経路を含む範囲とします。

●生活関連施設の設定

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他公共、民間を問わず様々な施設をいいます。

考え方

紀ノ川駅を中心としたおおむね1kmの徒歩圏を対象として、高齢者や障害者等だけではなく妊産婦等の多様な来訪者が多い施設とします。

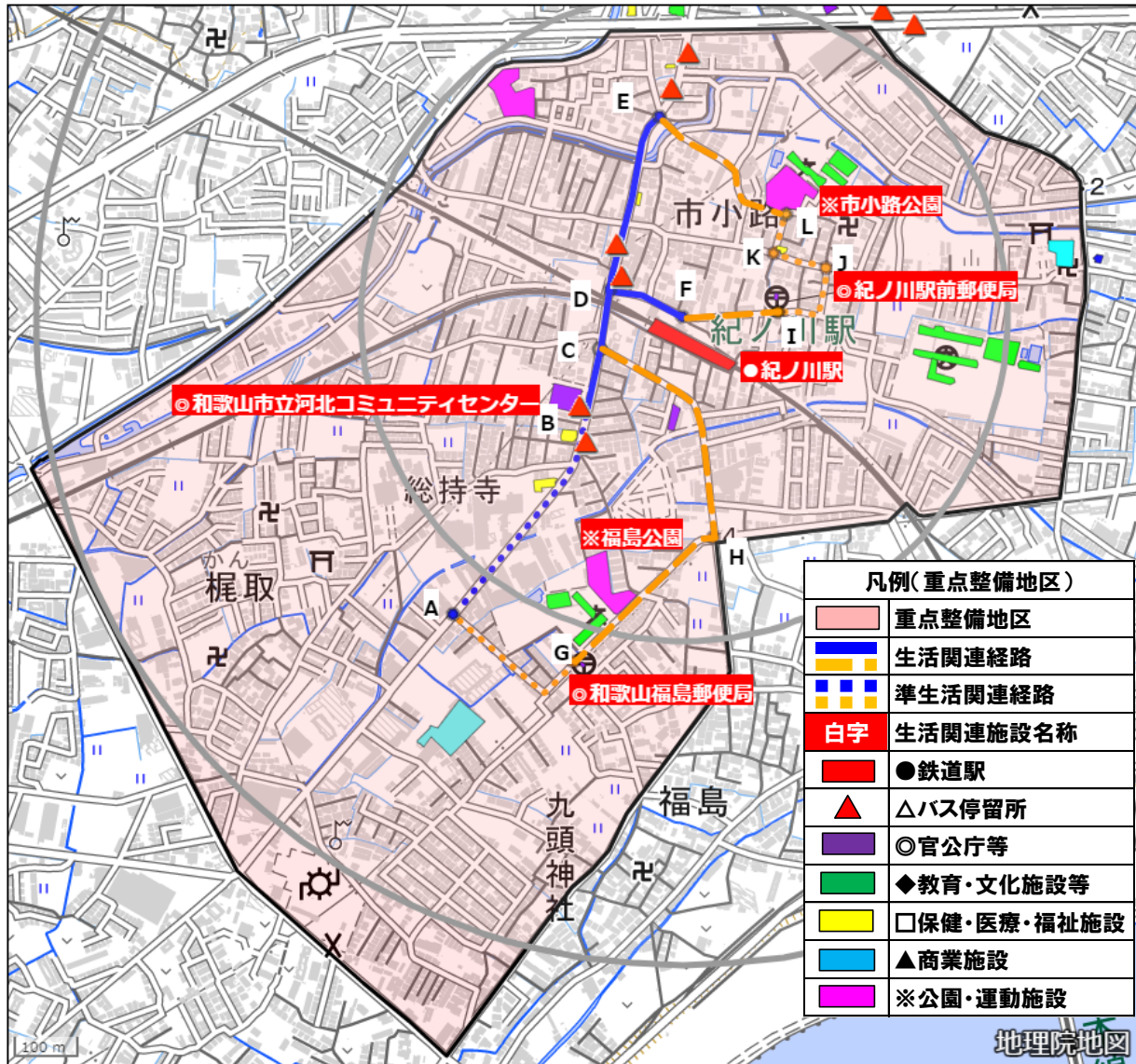
●生活関連経路の設定

生活関連施設間を結ぶ主要な経路を「生活関連経路」として位置づけます。また、生活関連経路を補完し、地区内の移動の連続性や回遊性を高めるために「準生活関連経路」を設定し、生活関連経路に準じた整備を行うことで、バリアフリー化を進めていきます。

考え方

- 1 生活関連施設相互間を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路とします。
- 2 生活関連施設を訪れる人の多くが利用する経路、歩行者交通量が多い経路とします。

区間	道路名称	道路管理者
A~B~C~D~F	県道152号紀ノ川停車場線	和歌山県
F~D~E	県道150号紀ノ川停車場平井線	
A~G~H	市道野崎145号線	和歌山市
C~H	市道野崎40号線	
F~I~J	市道楠見30号線	
J~K	市道楠見31号線	
E~L	市道楠見130号線	



出典：電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

ーソフト施策ー

【情報のバリアフリーの推進】

【心のバリアフリーの推進】

事業種別	関連計画	事業種別	関連計画
広報・情報媒体等を活用した広報・啓発	第5期 和歌山市障害者計画	福祉体験学習、人権教育や福祉教育の推進	第5期 和歌山市障害者計画
障害のある人に配慮した情報の提供		交流教育の推進と教職員の資質の向上	
福祉情報提供の充実		精神疾患や精神障害に対する知識の普及・啓発	
相談員や障害者団体等との連携による情報提供の促進		福祉教育の推進	第8期 和歌山市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画
コミュニケーション支援事業の充実		児童生徒によるボランティア活動の普及 体験的な学習の充実	